

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準に満たな い場合	身体拘束禁止等 実施加算	生活機能向上運 動加算	個別機能訓練 加算	青年性認知症入 居者受入加算	夜間検問連携加 算	口腔衛生管理機 能加算	栄養スクリーニン グ加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (150 単位)	×70/100	×70/100	→15単位	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +100単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +10単位 (0.5回1回を 限度)		
	要支援2 (300 単位)			→31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70/100								1日につき +20単位	介護予防訪問系及び介護予防通所サービス 通常のサービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器 機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可 能) 介護予防福祉用具費と 介護予防の福祉用具費とは同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限 定とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合 事業(指定介護予防訪問介護)又は「指定第一号訪問事業」によるもの がある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合 事業(指定介護予防通所介護)又は「指定第一号通所事業」によるもの がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)								
				(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ (1日につき 18単位を加算)								
				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)								
				(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
				(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ホ 介護職員 処遇改善 加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×60/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
				(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/100)								
				(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/100)								
				(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +3)の90/100)								
				(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +3)の80/100)								

※ 限度額 要支援1 5,003単位
要支援2 10,479単位

9 介護予防福祉用具費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具費と 加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
介護予防福祉用具費 (別に指定介護予防福祉用具費と要し た費用の額を当該事業所の所在地に適 用される1単位の単価で除して得た単位 数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 1.個々の用具ごとに費と費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 1.個々の用具ごとに費と費の2/3を 限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する 額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 1.個々の用具ごとに費と費の1/3を 限度)
	車いす付用品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付用品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器				
移動用カ				
自動排溜処理装置				

：「特別地域介護予防福祉用具費と加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用カ、自動排溜処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)